

春日部市立小・中学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置に関する条例及び春日部市学校給食センター条例の一部を改正する条例

(春日部市立小・中学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市立小・中学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置に関する条例(平成17年条例第174号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>学校保健安全法</u>(昭和33年法律第56号)第23条の規定に基づき、市立小・中学校にそれぞれ学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>学校保健法</u>(昭和33年法律第56号)第16条の規定に基づき、市立小・中学校にそれぞれ学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)を置く。</p>

(春日部市学校給食センター条例の一部改正)

第2条 春日部市学校給食センター条例(平成17年条例第177号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条の規定に基づき、春日部市学校給食センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給食の対象)</p> <p>第3条 給食センターは、市内小・中学校のうち、自校に給食調理場を有しない小・中学校の児童生徒及び教職員並びに給食センターの業務に従事する者に対して給食を行う。ただし、<u>春日部市教育委員会</u>(以下「教育委員会」という。)が必要と認められた場合は、この限りでない。</p> <p>(学校給食費)</p> <p>第6条 給食センターの運営に要する経費のうち学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2の規定に基づき、春日部市学校給食センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給食の対象)</p> <p>第3条 給食センターは、市内小・中学校のうち、自校に給食調理場を有しない小・中学校の児童生徒及び教職員並びに給食センターの業務に従事する者に対して給食を行う。ただし、<u>教育委員会</u>が必要と認められた場合は、この限りでない。</p> <p>(学校給食費)</p> <p>第6条 給食センターの運営に要する経費のうち学校給食法第6条第2項に規定する学校給食費は、<u>春日部市教育委員会</u>(以下「教育委員会」</p>

という。)が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。